

3 総量規制基準の概要

総量規制基準とは、総量削減計画で定める削減目標量を達成するための方途の一つで、事業場からの汚濁負荷量の抑制を目的として県が定めるものである。

なお、汚濁負荷量とは、事業場等から排出される水に含まれる汚濁物質の量で、汚濁負荷量をL (kg/日)とすると、 $L = C \times Q \times 10^{-3}$ で表される。

ただし、Cは濃度(mg/リットル)、Qは1日当たりの排出水量(m³/日)である。

(1) 規制対象となる指定水域

瀬戸内海、東京湾、伊勢湾

(2) 規制対象となる指定項目

化学的酸素要求量 (COD)、窒素、りん

(CODは昭和55年から、窒素、りんは平成14年から対象)

(3) 規制対象となる事業場 (指定地域内事業場)

指定水域に流入する地域にあり、日平均排水量が50 m³以上の特定事業場

(特定事業場：水質汚濁防止法施行令別表1に定める特定施設を設置する事業場)

(4) 総量規制基準の適用を受ける排水 (特定排水)

事業場から排出される汚水 (間接冷却水、雨水等を除く)

(5) 規制の仕組み

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、排水の汚濁負荷量を測定し、総量規制基準を遵守しなければならない(事業場から排出される汚濁負荷量が、総量規制基準値を超えないこと)。

(水質汚濁防止法第12条の2、第14条第2項)

(6) 総量規制基準の算式

- 総量規制基準は、知事が業種ごとに定める値(C値)に事業場の排水量(Q)を掛けた値(L)である。

$$\begin{array}{ccc} \text{総量規制基準値(L)} & = & \text{知事が定める値(C)} \times \text{特定排水量(Q)} \times 10^{-3} \\ \text{[kg/日]} & & \text{[mg/リットル]} \quad \text{[m}^3\text{/日]} \end{array}$$

- 複数の業種を持つ事業場については、業種ごとに算出したものの合計が事業場の総量規制基準となる。
- C値は、特定排水の増加した日により、CODは3種類（Cco、Cci、Ccj）、窒素及びりんについては2種類（Cno、Cni 及び Cpo、Cpi）に分けて定める。

COD

$$L_c = \left(\begin{array}{ccc} C_{co} \cdot Q_{co} & + & C_{ci} \cdot Q_{ci} & + & C_{cj} \cdot Q_{cj} \\ \text{第1次開始以前} & & \text{第1次開始以降} & & \text{第3次開始以降} \\ \sim S55.6.30 & & \sim \text{第3次開始以前} & & H3.7.1\sim \end{array} \right) \times 10^{-3}$$

窒素及びりん

$$\begin{array}{l} \text{窒素含有量 } L_n = \left(C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni} \right) \times 10^{-3} \\ \text{りん含有量 } L_p = \left(C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi} \right) \times 10^{-3} \\ \begin{array}{ccc} \text{第5次開始以前} & & \text{第5次開始以降} \\ \sim H14.9.30 & & H14.10.1\sim \end{array} \end{array}$$

L：総量規制基準値(許容されるCOD、窒素及びりに係る汚濁負荷量) [kg/日]

C：業種その他の区分ごとに定められたCOD, 窒素, りん [mg/リットル]

Q：特定排水の量 [m³/日]

新 増 設 の 時 期	COD	窒素	りん
・ S55.6.30時点での特定排水量 ・ 法改正により新たに特定事業場になった場合の特定排水量	Qco (Cco)	Qno (Cno)	Qpo (Cno)
S55.7.1～H3.6.30の間に申請等を行い増加した特定排水量	Qci (Cci)		
H3.7.1以降に申請等を行い増加した特定排水量	Qcj (Ccj)	Qni (Cni)	Qpi (Cni)
H14.10.1以降に申請等を行い増加した特定排水量			